

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2024年(令和6年)

April 4月号

令和5年度年末年始建設業一斉集中立入調査の実施結果



和気神社（霧島市牧園町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

- さくらじま..... 1
- 令和5年度年末年始建設業一斉集中立入調査の実施結果..... 2
- 災害に学ぶ ～トラック、ダンプ等の
荷台からの墜落災害防止対策について～..... 3
- 労災保険の料率が変わります..... 4～5
- 雇用保険の新しい制度についてご存じですか？..... 6
- 令和6年2月末（速報値）業種別死傷災害発生状況..... 7
- もっと自分らしい働き方休み方..... 8～9

- さんぽセンター
（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内.....10
- 第40回安全衛生標語募集のご案内.....11
- 安全衛生サポート事業〈個別支援〉のご案内.....12～13
- クロ葉さんの読んでみっが
～ヘルスサポートセンター鹿児島 産業保健部～.....14
- 令和6年度健康診断のご案内.....15
- 令和6年5・6月の講習開催のご案内.....16

さくらじま

4月、様々なことが始まる時期です。ある野球チームのファンの私にとって苦みの始まる時期とも言えます。横浜出身の私ですが小学校の先生に洗脳されてそれがいまだ解けずに30年ちょいファンを続けていますが、ここまで暗黒期が続くとは。これまで100回は行っている名古屋、また行きたいと思うようになってほしいものです。なお、横浜だったらなんでベ이스ターズじゃないの？とよく聞かれますが、当時は「ホエールズ」でしたから！

また、暖かくなることで私も活動的になります。宮崎、鹿児島と3年間ペーパードライバーを貫き通してしまった

私、とことん歩きまわります。宮崎時代は何度も分割しながら結局宮崎－延岡間の鉄道沿線を歩きとおしました。鹿児島ではまだ北は串木野、南は平川まで、東にいたってはまだまだ、という状況なのであと1年で頑張ろうと思います。みなさまが車を運転してなんでこんなところを人が歩いているんだ？と思ったらそれは私かもしれません！

さらに、歩くことももちろんですが、飛行機が苦手な私、これまで46都道府県は踏破していますが、残り1県、一番近い鹿児島県にいる間に何としても制覇しておきたいところです。

令和5年度 年末年始建設業一斉集中立入調査の実施結果

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、令和5年12月1日から令和6年1月31日までに管内5箇所の労働基準監督署において建設現場に対する一斉集中立入調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

	監督実施現場数	法違反現場数	重大悪質違反事業場数	使用停止事業場数	違反率(%)
土木工事	43	17	0	5	39.5
建築工事	58	23	1	9	39.7
その他	7	2	0	1	28.6
合計	108	42	1	15	38.9

- 監督を実施した108現場のうち42現場（38.9%）において、労働安全衛生法違反が認められました。
- 主な法違反の内容は次のとおりです。

（件数は元請と関係請負人に対する違反件数の合計）

★ 「墜落・転落防止」に関する違反（45件）

作業床の端・開口部等からの墜落防止、足場に関する措置等

★ 「元請けの統括安全衛生管理」に関する違反（14件）

関係請負人に対する指導等

★ 「建設機械等」に関する違反（11件）

資格、作業方法、点検等

● 重大悪質違反事例

- ★ 石膏ボードを切断する際に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させていなかったもの

● 使用停止等事例

- ★ 土木・建築工事現場において、足場に手すり、中棧等を設けずに作業を行わせていたもの
- ★ 土木・建築工事現場において、作業床の端に墜落防止措置の手すりを設けていなかったもの
- ★ 土木工事現場において、法面の端の墜落危険箇所に囲い・手すり等を設けていなかったもの
- ★ 建築工事現場において、足場の架設通路（昇降階段）に手すりに中棧を設けていなかったもの
- ★ 建築工事現場において、ロングスパンエレベーターの1階出入口に戸及びロック装置を設けていなかったもの

令和5年に建設業で発生した休業4日以上死傷者数は294人（令和6年1月末速報値、コロナリ患者除く）で、事故の型別では墜落・転落（116人、39.5%）が最も多く、切れ・こすれ（26人、8.8%）、激突され（26人、8.8%）によるものが発生しています。死亡者数は3人で、ビル解体工事現場で墜落・転落による死亡災害が発生しています。

また、被災者を年齢別にみると、60歳以上が32.3%、50歳台が19.0%で、50歳以上の高齢者が5割（51.3%）を占めていますので、墜落・転落災害の防止対策をはじめ、高齢者の災害防止対策の徹底をお願いします。

災害に学ぶ

トラック、ダンプ等の荷台からの 墜落災害防止対策について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

トラックについては陸上貨物運送事業を始め、建設業、製造業など、さまざまな業種において使用されていますが、荷台などからの墜落・転落災害が多く発生しています。

令和5年、鹿児島県内におけるトラックからの墜落・転落災害は36件発生しており、平均休業見込み日数は約50日に及びました。また、墜落・転落災害は、労働者の高齢化に伴い、死亡災害を含む重篤な災害につながりやすく、トラックからの墜落・転落災害の防止対策は、非常に重要です。

今回の労働災害は最大積載量3tのダンプトラックで発生しましたが、ヘルメット（保護帽）を着用していたことで、運よく一命を取り留めた事例になります。

【災害事例】

被災者のAさんは解体工事の作業員として、木造2階建て建築物解体工事に従事していました。工事概要は、解体用つかみ機等を使用して木造建築物を解体し、解体した廃材を最大積載量3tのダンプトラックの荷台に積込・運搬し、敷地を更地にするというものでした。

被災当日は、解体工事を請け負った会社の代表者が解体用つかみ機で建築物を解体し、廃材をダンプトラック荷台に集積する作業を、Aさんはダンプトラックの荷台に集積された廃材を整理する作業を行っていました。

午後4時頃、Aさんはダンプトラックの荷台に上って、荷台上の廃材の整理作業をしていました。その際、荷台の端付近にて、後退りしながら足で廃材を踏み均していたところ、足がもつれてしまい、荷台から後ろ向きに地面に墜落し、脊髄損傷により負傷しました。

（ダンプトラック荷台の状況）

荷台は、純正のあおりに加えて、廃材等を多めに積み込むために、木製板をあおりの内側に設置固定していました。そのため、あおりの高さは、通常の高さより更に20cm高くなっていました。また、被災時には、廃材が荷台上に高く積み込まれた状態でした。普段と異なる状況が重なり、Aさんは通常よりも高い地上約1.7mの高さから墜落しました。

（Aさんの状況）

被災した時のAさんの服装は、作業着、安全靴、墜落

時保護用保護帽を着用していました。また、墜落制止用器具は着用しておらず、現場で準備もしていませんでした。

加えて、Aさんは会社に入社して5年経過しており、常時使用される労働者でしたが、会社において定期健康診断は実施されていませんでした。

（災害発生原因）

ア 可搬式の手すりを設置する、親綱を張って墜落制止用器具を使用する等、ダンプトラックの荷台からの墜落防止措置を講じていなかったこと。

イ 荷台のあおりの内側に木製板を設置して、必要以上に廃材を積み込んだ結果、荷台上の作業位置が高くなってしまったこと。

ウ 足元が不安定な場所で廃材の整理作業を行ったこと。

エ KY活動、リスクアセスメント等、安全衛生活動を日頃行っていなかったこと。

オ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施し、健康管理を行っていなかったこと。

（再発防止対策）

ア 可搬式の手すりを設置する、親綱を張って墜落制止用器具を使用する等、ダンプトラックの荷台からの墜落防止措置を講じること。

イ 荷台に廃材を積み込む際に、必要以上に積み込むことは避けること。

ウ 足元が不安定な場所では、廃材の整理作業を行わないこと。

エ KY活動、リスクアセスメント等、安全衛生活動を日頃から行うこと。

オ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施し、健康管理を行うこと。

【おわりに】

今回ご紹介したように、トラックは多様な業種で使用されている一方で、荷台からの墜落により、重篤な労働災害が発生している状況がみられます。労働災害を減らす取組として、墜落防止対策は非常に重要です。

また今般、「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化され、労働安全衛生規則が改正されました。主な内容は、次のとおりです。

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が、最大積載量2t以上に拡大されました。
- ② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育が、義務化されました。

事業主の皆さまへ

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

1. 労災保険率の改定

（令和6年4月1日改定）

事業の種類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02・03	林業	52/1,000	60/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88/1,000	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000
製造業	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	2.5/1,000
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000

2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。（令和6年4月1日改定）

事業の種類分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	32	道路新設事業	19%	19%	
	33	舗装工事業	17%	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38%	38%
				21%	21%
	37	その他の建設事業	23%	24%	

3. 第2種特別加入保険料率の改定

（令和6年4月1日改定）

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様 **3/1,000**で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから▶



雇用保険の新しい制度についてご存じですか？

鹿児島労働局職業安定課

●雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となる手続きの範囲が拡大されました！

令和5年10月1日付けの法令改正等に伴い、押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。廃止となった手続きは鹿児島労働局HP（https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken.html）をご確認ください。

●令和6年2月より教育訓練の電子申請が誰でも可能となりました。

これまで、教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）における支給申請と受給資格確認の申請については、疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合に限り、電子、郵送または代理人申請を認めていましたが、このたび、この取り扱いを見直しました。

電子申請は「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」から可能です。なお、電子申請での個人の電子署名は不要です。

※申請に当たっては各種必要な申請書類はこちらからダウンロードできます。

【ハローワークインターネットサービス】

ハローワークインターネットサービス（トップ）>仕事をお探しの方へのサービスのご案内

>雇用保険手続きのご案内>教育訓練給付

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

※ハローワークでは、離職票の発行手続きを最優先として行いますので、資格取得届の提出につきましては、**可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださるようお願いいたします。** また、来所による届出・申請は、16時までの提出にご協力ください。 お問い合わせ先＝県内各ハローワーク

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年1月分】

県内有効求人倍率 1.18倍（前月比0.02P増加）
 全国平均有効求人倍率 1.27倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率 1.14倍（前年同月比0.06P減）
 全国正社員有効求人倍率 1.05倍（前年同月比0.04P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用と与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）】

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。

労働者のスキルアップを在籍型出向で行い条件を満たした場合、出向元事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

●助成対象となる出向

- ・労働者のスキルアップを目的とすること
- ・出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前と比較していずれも5%以上上昇させること など

●助成の内容（企業グループ内出向は対象外）

- ・助成率 2/3（中小企業以外の場合は1/2）
- ・助成額 以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで）
 イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額
 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額
 ご相談は、職業対策課（☎099-219-8713）へ



令和6年2月末（速報）
業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和6年 (2月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		221	3	203	1	18	2	8.9%	200.0%
1 製造業		47	1	54		-7	1	-13.0%	
1 食料品製造業		31	1	28		3	1	10.7%	
4 木材・木製品製造業		1		0		1			
9 窯業土石製品製造業		2		5		-3		-60.0%	
11～12 金属製品製造業		4		2		2		100.0%	
13～15 機械器具製造業		5		12		-7		-58.3%	
上記以外の製造業		4		7		-3		-42.9%	
2 鉱業		0		1		-1		-100.0%	
3 建設業		37	1	28		9	1	32.1%	
1 土木事業		13		12		1		8.3%	
2 建築事業		16	1	7		9	1	128.6%	
3 その他の建設業		8		9		-1		-11.1%	
4 運輸交通業		19	1	23		-4	1	-17.4%	
1 鉄道・航空機業		0		0					
2 道路旅客運送業		1		3		-2		-66.7%	
3 道路貨物運送業		18	1	20		-2	1	-10.0%	
4 その他の運輸交通業		0		0					
5 貨物取扱業		3		2		1		50.0%	
1 陸上貨物取扱業		1		2		-1		-50.0%	
2 港湾運送業		2		0		2			
6 農林業		15		16		-1		-6.3%	
1 農業		7		11		-4		-36.4%	
2 林業		8		5		3		60.0%	
7 畜産・水産業		11		12		-1		-8.3%	
8 商業		21		18		3		16.7%	
1 卸売業		1		1					
2 小売業		15		15					
3 理美容業		0		0					
4 その他の商業		5		2		3		150.0%	
9 金融・広告業		3		1		2		200.0%	
11 通信業		1		1				0.0%	
12 教育・研究業		3		1		2		200.0%	
13 保健衛生業		34		22		12		54.5%	
1 医療保健業		15		9		6		66.7%	
2 社会福祉施設		19		12		7		58.3%	
3 その他の保健衛生業		0		1		-1		-100.0%	
14 接客娯楽業		10		9		1		11.1%	
1 旅館業		1		2		-1		-50.0%	
2 飲食店		5		5					
3 その他の接客娯楽業		4		2		2		100.0%	
上記以外の事業		17		15	1	2	-1	13.3%	-100.0%
10 映画・演劇業		0		0				-	
15 清掃・と畜業		14		5		9		180.0%	
16 官公署		0		0					
17 その他の事業		3		10	1	-7	-1	-70.0%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		19	1	22		-3	1	-13.6%	
第三次産業（8～17）		89		67	1	22	-1	32.8%	-100.0%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



Refresh! もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は
『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

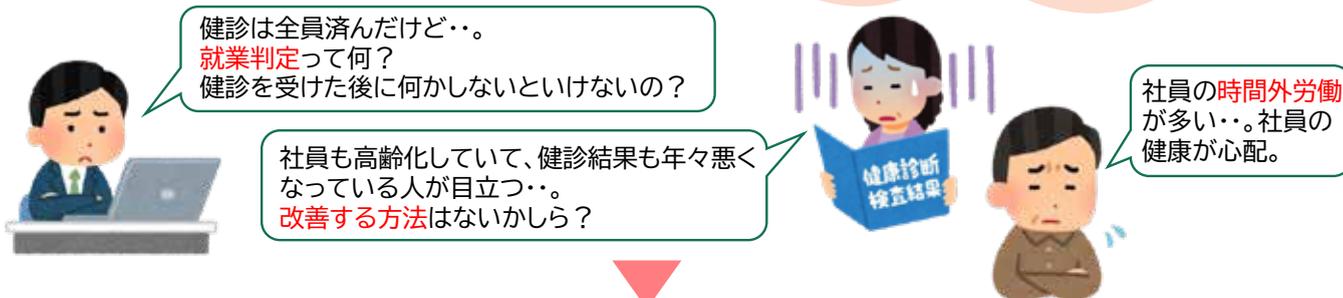
※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

産業医の選任義務のない**労働者数50人未満の事業場**の皆様
職場における健康づくりでお困りではありませんか？



地域産業保健センター(地さんぽ)が**無料**で健康づくりのお手伝いをします！

地域産業保健センターのご案内

さんぽセンターでは地域窓口として、県内7カ所に**地域産業保健センター**(略して「**地さんぽ**」)を設置しています。
地さんぽは、**労働者数50人未満の産業医の専任義務のない小規模事業場を対象**として、労働安全衛生法で定められた就業判定など、以下の産業保健サービスを提供しています。

◆ **健康診断結果の意見聴取(就業判定)**

健康診断で異常所見のあった労働者の就業の可否や健康保持のための対応策などについて、医師に意見を聴きます。

◆ **健康管理に係る相談**

健康診断で異常所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する相談を行います。

◆ **長時間労働者に対する面接指導**

時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

◆ **高ストレス者に対する面接指導**

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

◆ **訪問による産業保健指導**

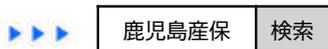
医師、保健師または労働衛生工学の専門家が、事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、健康管理等の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



☆ 地さんぽのご利用には、事前のお申込みが必要です。

☆ 提供するサービスは全て「**無料**」ですが、利用回数には制限があります。

詳しくはHPをご覧ください



お申込み先の地域窓口	■鹿児島地域産業保健センター	☎099-226-3801
	■北薩地域産業保健センター	☎0996-21-1900
	■鹿屋・肝属地域産業保健センター	☎0994-40-5441
	■始良・伊佐地域産業保健センター	☎0995-42-9913
	■南薩地域産業保健センター	☎0993-53-7601
	■曾於地域産業保健センター	☎099-482-0234
	■大島郡地域産業保健センター	☎0997-53-1993

お問合せ先



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター (☎ 099-252-8002)

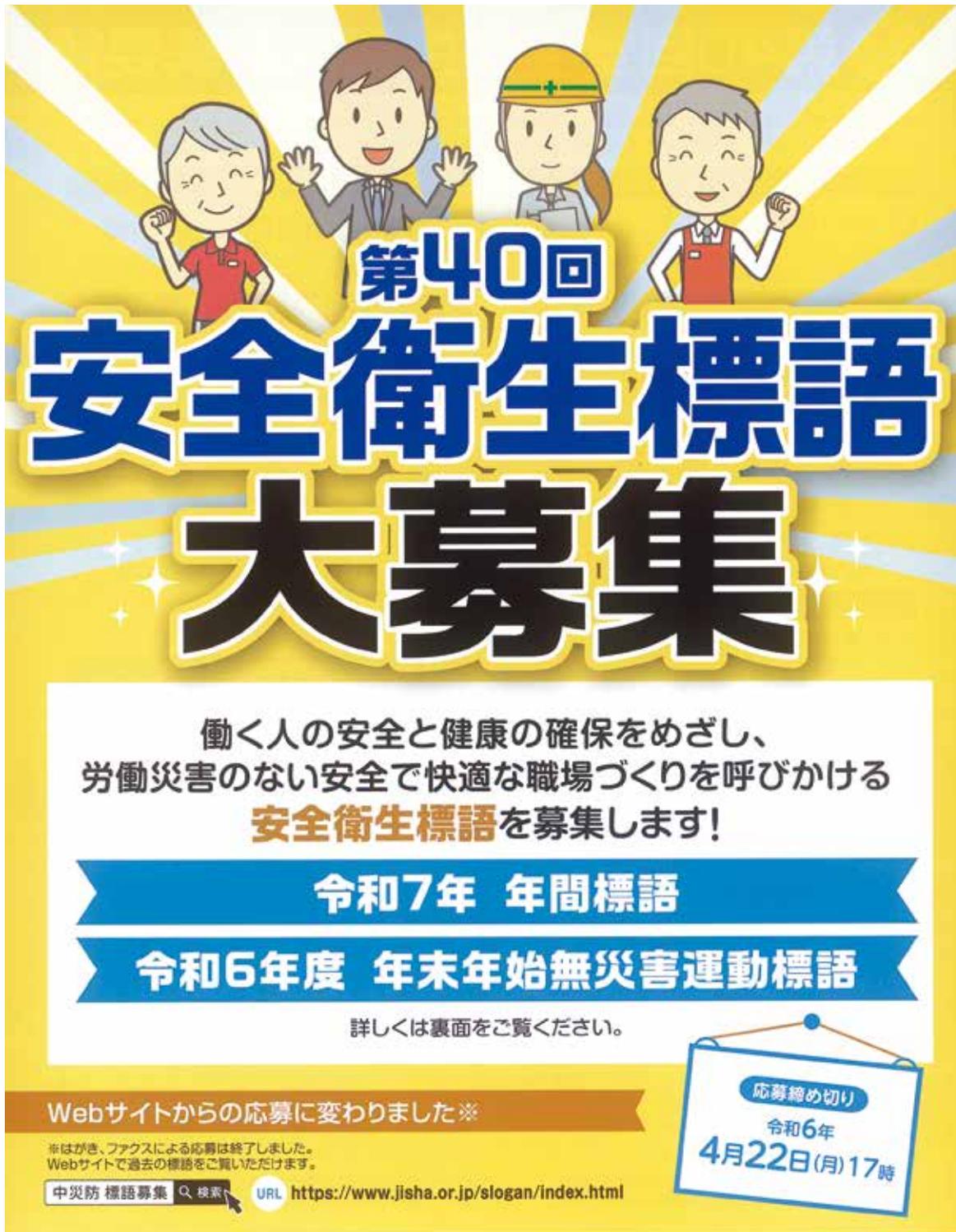
第40回安全衛生標語の募集について

（公社）鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける安全衛生標語を募集していますのでご案内いたします。

応募要領は、中災防ホームページにおいてご覧いただけます。

なお、詳細は、中災防総務部広報課（電話 03-3452-6449）へお問い合わせ下さい。



第40回
安全衛生標語
大募集

働く人の安全と健康の確保をめざし、
労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける
安全衛生標語を募集します！

令和7年 年間標語

令和6年度 年末年始無災害運動標語

詳しくは裏面をご覧ください。

応募締め切り
令和6年
4月22日(月)17時

Webサイトからの応募に変わりました※

※はがき、ファクスによる応募は終了しました。
Webサイトで過去の標語をご覧いただけます。

中災防 標語募集 🔍 検索 URL <https://www.jisha.or.jp/slogan/index.html>



費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご活用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>）」参照

<個別支援>

！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、『安全推進者の配置等に係るガイドライン（平成26年3月）』（厚生労働省）を踏まえ、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。

費用

費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1

現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2

現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します（教育・アドバイス等） ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

< 集団支援 >

**！ 事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。**

**オンラインでも
対応します**

企業系列協力会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。

費用 費用は無料

（厚生労働省の補助事業のため）

対 象

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね**100人未満の事業場を中心とする集団、団体等**が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。



1 みんなで学んで労災を防止！

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

2 このようなテーマの研修や講習を実施します

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策 | 7. はさまれ・巻き込まれ対策 |
| 2. 転倒災害防止対策の進め方 | 8. 安全・安心のための5S活動 |
| 3. 職場巡視のチェックポイント | 9. 職場の腰痛予防対策 |
| 4. これから進める化学物質対策（*1） | 10. 保護具の適切な使用方法 など |
| 5. 事業者に求められる安全配慮義務 | 11. 職長の役割とは何か（*2） |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方 | |

*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者にも求められています。

*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。（令和5年4月1日施行）

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡市博多区東光2-16-14

TEL：092-437-1664 / FAX：092-437-1669 Eメール：kyushu@jisha.or.jp

WEB：https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html

または

中災防 サポート事業

検索

わっぜ健康！わっぜ安全！



クロ葉さんの



読んでみっが！！

2024年4月号

春はメンタル不調に注意しましょう

春は寒暖差が大きくなるとともに、就職・転職や部署異動、引っ越しなど環境の変化が大きい季節です。それらの環境変化に適応するため心と体に負担がかかってしまい、自律神経が乱れがちになることで体調を崩すことがあります。これを五月病といいますが、5月の連休まで春の変化に対応しながら過ごした結果あらわれる不調なのです。こうなる前に・・・

- 生活リズムを整える
- 栄養バランスの良い食事を摂る
- 休養をとる（夜12時までに就寝、6時間以上）
- 体温調節をしっかりする（首、足首、手首の保温も◎）
- ストレス解消（疲れない程度の運動、好きなことをするなど）。無理はしない。

などを意識して過ごしましょう。お酒や好きな食べものの摂りすぎは逆に体を悪くすることもありますので適量にしましょう。疲れやストレスの自覚がなくても早めに対策することで予防になります。環境に適応すると徐々に良くなっていくことが多いですが、不調が続く場合は早めに相談や受診をしましょう。厚生労働省【こころの耳】では、セルフケアの方法などの情報提供やアドバイスのほか、相談窓口も紹介しています。



注目！ 最新産保TOPICS



R4年5月31日に**新たな化学物質規制**が公布され、R6年4月1日までに多くの項目が施行されました。これまでより**自律的な管理**を基軸とした規制になっており、今後も対象物質が増えていく見込みです。

事業者は化学物質の危険性と有害性についてリスクアセスメントを実施し、必要な対策をとる義務があります。

【**職場の化学物質管理 ケミサポ**】には規制の変更点や、事業者が実施することなどが分かりやすく紹介されています



【**厚生労働省 職場のあんぜんサイト**】では対象物質が検索できるツールやリスクの見積りに役立つツールがあります



不明な点は産業医や相談窓口にご相談しましょう。

こんにちは 産業医です



環境や気候の変化が大きいこの時期、気をつけたい病気の1つに**「带状疱疹」**があります。带状疱疹は、身体の左右どちらかの神経に沿ってチクチクした痛みが生じ、その後赤い発疹や水ぶくれが帯状に現れる病気です。50歳以上の方に多い病気ですが、50代以下でも疲労やストレスで免疫力が低下していると発症します。带状疱疹はできるだけ早く治療を受けることが大切ですので、発疹が出たらすぐに皮膚科を受診しましょう。治療が遅れると、神経痛の後遺症が残ることがあります。带状疱疹を予防するためには、食事のバランスに注意し、適度な運動や十分な睡眠を心がけましょう。50歳以上の方を対象とするワクチンもあり、発症や重症化予防に効果的です。かかりつけ医の先生と相談した上で適切にワクチン接種を行い、予防に役立てましょう。



ホームページがリニューアルしました！健康診断の結果の見方や健康情報、センターについてなど詳しくはこちら↓



健康の保持・増進のお手伝いをします
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

〒891-0115 鹿児島市東開町4-96
健康相談・お問い合わせは、産業保健部
電話099-266-2631まで

令和6年度 健康診断のご案内

～健康診断は予防の最前線～

ヘルスサポートセンター鹿児島

ヘルスサポートセンター鹿児島では、産業保健分野の拡充と各種がん検診の充実を進め各種健康診断を実施致します。皆様のご利用をお待ち申し上げます。

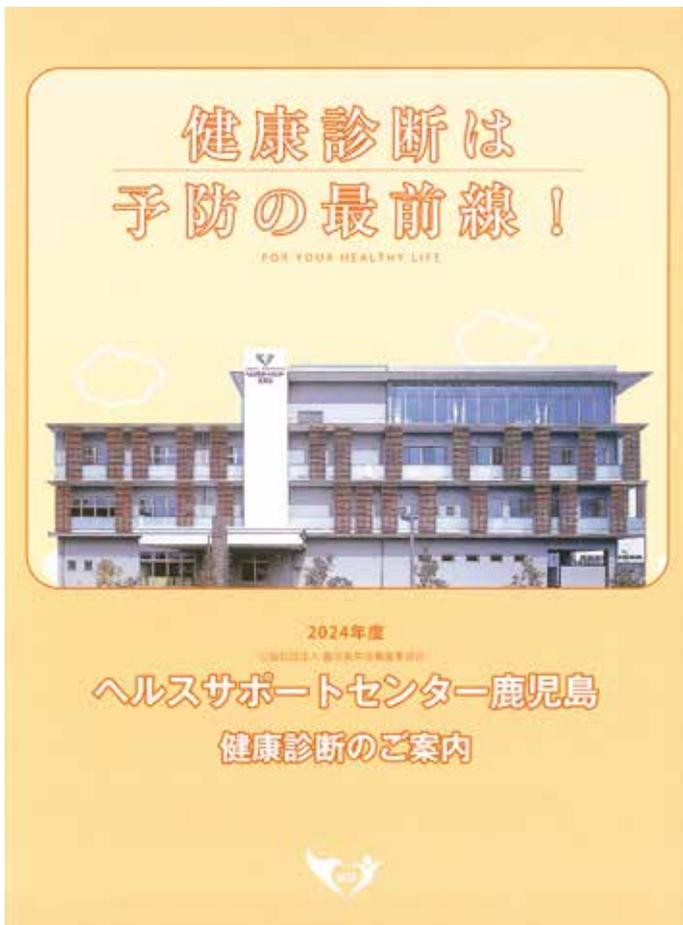
このような健診をご用意しました。

- ①健康診断
- ②協会けんぽによる一般健診
- ③追加検査項目
- ④人間ドック

毎日健康で働き続けるために
生活習慣病予防のために
自分の身体をこの機会により詳しく
もっと安心するために時間をかけて

〈参考〉健康診断案内書

※案内書の必要な方はヘルスサポートセンター鹿児島（電話 099-267-6292）までご連絡下さい。



お申込方法

健康診断申込書をFAXまたは郵送して下さい。日程と詳細につきましては、後日連絡させていただきます。

☎ 099-267-6292 ☎ 099-267-6594

Web受付は平日8:30～17:00（土・日・祭日・年末年始を除く）、FAXは24時間受付いたします。

Webサイト <https://hsck.jp/>

変更するには 追加健診等にて実施いたします。また、人数・会場によって変更できない場合もございますので予めご了承ください。当センター施設内でも行いますので、近隣の方はご利用ください。（要予約）

健診時間

※健康診断は、受付時間を先ほどさせていただきます。ご了承ください。

種別	月	火	水	木	金
1階	健診	健診	健診	健診	健診
2階	人間ドック	人間ドック	人間ドック	人間ドック	人間ドック

※休日の健康診断は別途ご案内いたします。

結果について 健康診断結果通知書（個人用）と健康診断結果票、フォローアップ対象者リスト（事務用）をコンシユータ処理し、お届いたします。

お電話相談窓口 個人情報を取り扱うに際する書物の申し出、個人情報保護法、訂正、削除、利用の停止に関するお問い合わせは、お客様相談窓口に対応させていただきます。

お問い合わせ 健診結果発行のお問い合わせ システム部 099-210-1135
ご請求・請求書発行等のお問い合わせ 総務部 099-210-1140
健康診断結果・特定保健指導について 産業保健部 099-266-2631
平日8:30～17:00 労災二次健診・人間ドックについて 労災二次健診部 0120-210-254
※健康診断はFAX受付です。 健康測定に関するお問い合わせ 健康測定部 099-267-6240

TEL 099-267-6292 (代表)

〒991-0115 鹿児島市東原町4-9-6
TEL 099-267-6292 / FAX 099-260-1780-099-267-6594
E-mail: karr@hsck.jp
交通のご案内 バス/最上り末尾駅西口徒歩3分
有電/上地原駅西口徒歩5分
駐車場完備

公益社団法人 鹿児島県労働組合連合会
ヘルスサポートセンター鹿児島
<https://hsck.jp/>

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内 石綿調査者講習Web申込

講習日	Web受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講資格
5/14～15	4/10～12	38,280円	4/16	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

- 〈備考〉
- 1 受講資格があります。
 - 2 Web受付（入力）時は顔写真、本人確認書類、資格を証する書類等の準備が必要です。
 - 3 予約可能時間は終日です。予約開始日以降に予約可能となります。
 - 4 定員に達した場合はWeb受付は終了となります。
 - 5 詳細につきましては、ホームページ『建築物石綿含有建材調査者講習（一般）Web申込』をご覧ください。

令和6年5・6月 講習開催のご案内（4月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 5/27～31 【科目免除者】 5/27～28	4/1	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタビラ車限定を除く)
	玉 掛 け	6/3～5	4/8	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	車両系建設機械運転(解体用)	6/3	4/8	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者
	石綿作業主任者	6/6～7	4/8	会員 15,620円 一般 16,280円	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	6/12～14	4/15	会員 21,340円 一般 22,110円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/17～21	4/22	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育 修了後3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 6/17～18		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
	玉 掛 け	6/17～19	4/22	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	有機溶剤作業主任者	6/20～21	4/22	会員 15,620円 一般 16,280円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/24～28	4/30	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育 修了後3ヶ月以上の従事経験者
【科目免除者】 6/24～25		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円			
実技教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	6/10～14	4/15	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目 となっております。)
特別教育	クレーン運転	6/10～11	4/15	会員 17,160円 一般 20,460円	
	アーク溶接等	6/24～26	4/30	会員 18,810円 一般 22,110円	
その他	職 長 教 育	5/27～28	4/1	会員 12,980円 一般 16,280円	
	職 長 教 育	6/3～4	4/8	会員 12,980円 一般 16,280円	
	安全管理者選任時研修	6/6～7	4/8	会員 17,050円 一般 21,450円	
	第一種衛生管理者試験準備講習	6/17～6/19	Web予約は 不要です。	会員 21,340円 一般 24,640円	当協会ホームページから申込書取得後、 FAXにてお申込み下さい。(4/22～受付)
	第二種衛生管理者試験準備講習	6/25～6/26		会員 16,170円 一般 19,470円	
安全衛生推進者	6/27～28	4/30	会員 13,090円 一般 13,530円		

川内地区での講習会のお知らせ

(ご注意：本年度から Web 予約が必要です)

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	玉 掛 け	5/27～29	4/1	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者

鹿屋地区での講習会のお知らせ

(ご注意：本年度から Web 予約が必要です)

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 6/17～21	4/22	会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者

- 〈備考〉
- 1 当社の技能講習・特別教育等(衛生管理者免許試験準備講習を除く)を申し込むには予約が必要です。
 - 2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
 - 3 予約可能日時は平日(土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く)の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
 - 4 定員に達した場合は Web 予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
 - 5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。